

対馬市住宅用太陽光発電設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、対馬市エコ・アイランドの構築を目指し、環境への負荷が少ない自然エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備を導入する者に対し、予算の範囲内において対馬市住宅用太陽光発電設備導入費補助金(以下「市の補助金」という。)を交付することについて、対馬市補助金等交付規則(平成16年対馬市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「住宅用太陽光発電設備」(以下「設備」という。)とは、経済産業省が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱に基づき国が決定した補助事業者が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「国の補助金」という。)の交付について定める規程の要件に適合する設備をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 市の補助金の交付対象者となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者(市の補助金の交付申請時に市外に住所を有する者で設備の設置完了後から市の補助金の交付までに本市に住所を有することになったものを含む。)又は単身赴任等の事由により一時的に市内に住所を有していない者で、生計を一にする家族が市内に住所を有する者であること。
- (2) 次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当していること。
 - ア 市内にある住宅(住居の用に供する部分と事業の用に供する部分が併用する住宅(以下「店舗併用住宅」という。)を含む。)の所有者であって、設備を新たに設置する場合(住宅の新築に伴い、設備を設置する場合を含む。)
 - イ 市内に住宅を借りている者であって、設備を新たに設置する場合(設備を設置することについてあらかじめ当該住宅の所有者に書面による設置承諾を受けている者に限る。)
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結できる者であること。
- (5) 当該年度の4月1日以降に国の補助金の交付決定通知を受けていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワットあたり3万円に、システムを構成する太陽電池の最大出力(kw表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨て。)を乗じて得た額(当該額が10万円を超えるときは、これを10万円とする。)とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。市の補助金の交付を受けることができる設備は、1世帯につき1基限りとする。

(交付申請の時期)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の4月1日(平成22年度に限っては、この告示の施行日)から3月17日までの間で、設備を設置する前(建売住宅を購入する場合は、当該住宅の引渡し前)に申請するものとする。ただし、申請者が国の補助金の申し込みを受理されているときは、設備の設置後又は建売住宅の引渡し後であっても申請できるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条に規定する時期に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国の補助金申込受理決定通知書の写し
- (2) 設備の最大出力の合計が確認できる書類
- (3) 設備設置工事に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又はこれに準ずると市長が認める書類の写し
- (4) システムを設置する予定の場所の位置図
- (5) 申請者本人の住民票
- (6) 第3条第2号イに規定する者にあつては、賃貸借契約書等の写し及び設備設置に関する当該住宅の所有者の同意書
- (7) 代理人による申請の場合は、委任状
- (8) 市税を滞納していないことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 国の補助金の申し込みを受理されている申請者であつて、当該事業に係る設備の設置並びに経費の支払い完了後に補助金の申請を行おうとする者は、補助金交付申請書(完了後申請用)(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国の補助金申込受理決定通知書の写し
- (2) 設備の最大出力の合計が確認できる書類
- (3) 申請者本人の住民票
- (4) 設置状況写真
- (5) 電力会社からの電力供給契約書の写し又はこれに準ずる書類の写し

- (6) 設備及び設置に係る領収書の写し
- (7) 代理人による申請の場合は、委任状
- (8) 市税を滞納していないことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第7条 前条に規定する申請の受付期間は、国の補助金の申込期間と同一とする。ただし、第6条第2項にかかる申請を行なう場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条に規定する申請が行われた場合において、審査の結果適正と認められる場合は、規則第7条に定める補助金交付決定通知書により申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知する場合において、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第6条に規定する申請が行われた場合において、審査の結果補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、理由を付して対馬市住宅用太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に対して通知するものとする。
- 4 市長は、市の補助金の交付の申請を受け付けた日から14日以内に当該申請にかかる市の補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

(計画変更の申請)

第9条 市補助金の交付の決定を受けた者(以下「設置者」という。)は、第6条に規定する申請書の内容に変更が生じた場合には、速やかに対馬市住宅用太陽光発電設備設置費補助事業計画等変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受け承認した場合は、補助事業計画等変更承認書(様式第5号)及び規則第7条に定める補助金交付決定通知書により申請者に対して通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 設置者は、理由を付して補助金交付申請取下書(様式第6号)により取り下げを行うことができる。

(実績報告)

第11条 設置者は、当該設備の設置が完了したときは、速やかに補助金等実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて補助金の申請日に属する年度の3月25日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 設置状況写真
- (2) 電力会社からの電力需給契約書の写し又はこれに準ずる書類の写し

- (3) 設備及び設置に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金交付額確定通知書により、速やかに設置者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により通知を受けた設置者、又は、第6条第2項の規定に基づき補助金の交付申請を行う者は、補助金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付に係る手続きの省略)

第14条 第6条第2項の規定に基づき補助金の交付申請を行うときは、第8条、第11条及び第12条の規定による手続きを省略するものとする。

(様式の特例)

第15条 第6条に規定する補助金交付申請書及び第11条に規定する補助金等実績報告書は、規則第19条の規定により定めた様式の特例とする。

(責務)

第15条 設備の設置に伴い、第三者との紛争が生じた場合は、補助対象者の責により解決するものとし、市はその責を負わないこととする。

(協力)

第16条 市長は、設置者に対し、次に掲げる事項について協力することを求めることができる。

- (1) 設備に係る発電量、売電量、自家消費電力量の使用状況の報告
- (2) 設備を設置する業者の選定にあたっては、対馬市に所在する業者を優先すること。
- (3) 本市が実施している地球温暖化対策のうち、市長が必要と認める事項
(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。